

# 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

<令和 6 年 4 月 1 日現在>

渋谷区あやめの苑・代々木において実施する短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業(以下、「短期入所生活介護等」といいます)は、事業者である渋谷区が、社会福祉法人渋谷区社会福祉事業団に委託して行う事業です。

## 1 渋谷区あやめの苑・代々木の概要

### (1)提供できるサービスの種類

施設名称	渋谷区あやめの苑・代々木
所在地	渋谷区代々木三丁目35番1号
サービス	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
介護保険指定番号	東京都 1371300235 号

### (2)同施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1人		特養、通所兼務	1人
医師			2人		2人
生活相談員 介護支援専門員	介護支援専門員 社会福祉士	3人		特養兼務	3人
栄養士	管理栄養士	1人		〃	1人
機能訓練指導員	作業療法士	1人		特養兼務	1人
看護職員	看護師	7人		特養兼務	7人
介護職員	介護福祉士 ヘルパー1・2級	33人	7人	〃	40人
調理員	調理師	5人	2人	〃	7人

### (3)同施設の設備の概要

定員	10人	静養室	1室 2床	
居室	4人部屋	2室 5床 (1室 39㎡)	医務室	1室
	個室	5室 5床 (1室 16.5㎡)	食堂 (ダイルーム)	1室
浴室	一般浴槽、特殊浴槽	機能訓練室	1室	
		談話室 (喫茶コーナー)	1室	

※居室につきましては、ご利用の途中で利用者の状態の変化や利用者同士のトラブルを避けるため、変更させていただくことがあります。その場合、相談員より利用者及びご家族に

説明をさせていただきます。

## 2 サービス内容

居宅介護支援事業所の作成する居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画に基づいて、食事、入浴、介護、機能訓練(生活訓練)、生活相談、健康管理、理美容サービス、レクリエーション等のサービスを提供いたします。

食事	朝食 午前 7時45分～午前8時45分 昼食 午前11時45分～午後0時45分 夕食 午後 5時30分～午後6時30分 原則、4階の食堂にておとりいただきます。
入浴	原則、週2回入浴(一般浴・特別浴)していただけます。 ただし、状態に応じ、清拭となる場合があります。
介護	ご希望や状態に応じ適切な介護サービスを提供します。 ・着替え介助 ・排泄介助 ・おむつ交換 ・施設内の移動の付き添い ・体位変換 ・シーツ交換 等
機能訓練	状況に応じて、生活訓練を行います。
レクリエーション	詳しくは月間予定表をご覧ください。 ご希望により参加いただけます。
健康管理	短期入所生活介護等の初日に簡単な健康チェックを行います。 入所時も常時、健康状態を把握します。その結果、体調が悪い場合は、主治医等にすみやかに連絡します。
理美容	当施設では月2～3回、理容サービスを実施しております。 料金は別途かかります。ご希望があれば、相談に応じます。

## 3 利用料金

### (1) 介護保険給付対象サービス

入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練(生活訓練)、送迎、生活相談、健康管理  
【契約書別紙】1 介護保険法が定める法定料金を参照してください。

(2) 介護保険給付対象外のサービス

食事の提供、居室の提供、利用者に対する日用品(石鹸・シャンプー・ティッシュペーパー・歯ブラシ・タオル等)の提供、利用者に対する理美容サービス、事業者が提供する以外の物品あるいは食品等、事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事

【契約書別紙】 2 所定料金 を参照してください。

(3) キャンセル料

利用開始前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①利用開始予定日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
②利用開始予定日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合	1日分の報酬額の10%+滞在費及び食費の1日分

(4) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

(5) 支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、末日までに事業者が指定する金融機関に振込の方法によりお支払いください。口座振替の場合は、利用翌月27日に利用者の指定する金融機関の口座から引き落としになります。現金の場合は退所日当日にお支払いいただきます。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

#### 4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

FAXでお申し込みいただきます。

ご利用の申し込みは2か月前の月の1日（この日が土・日・祝日の場合はあくる日の平日）午前8時30分から受付いたします。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。

※居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

## (2) サービス利用契約の終了

### ①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護等をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

### ②自動終了

以下の場合、双方の通知が無くても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

### ③その他

- (1)事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30日の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- (2)利用者が事業者を支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- (3)利用者又はその家族が、事業者及びサービス従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- (4)利用者の病状・心身の状態が著しく悪化し、当施設での医療・介護サービスの提供では適さないと嘱託医師及び施設管理者が判断した場合
- (5)利用者及び家族・代理人等が故意又は重大な過失により、事業者やサービス従事者又は他の利用者等の生命・身体・財産・信用・人格等を著しく傷つけ、又は事業者の事業運営に支障を及ぼす行為を行った場合

なお、上記各項目に該当する場合には、契約終了後の予約は無効となります。

## 5 当施設のサービスの特徴等

### (1) 運営の方針

老人福祉法の基本理念及び“人を大切にする”“人に対する思いやり”を施設運営の基本とし、信頼される質の高いサービスの提供に努めます。

- ① 安全に明るく穏やかに生活できるよう、可能な限りの自己実現や自立支援への援助を行います。
- ② ご本人又はご家族の意向を尊重し、一人ひとりに合わせた介護を行います。
- ③ 地域の中にある地域の施設として、開かれた施設づくりをめざします。
- ④ 職員は、専門職員としての自覚をもち、常に知識・技術の向上をめざし、より人間性豊かな介護を求め努力します。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

①面会

面会時間は午前9時～午後9時となっております。緊急の場合は、ご相談に応じます。

②外出

実施に際しましては、外出届をご記入の上、必ずご家族がお付き添いください。

③酒・たばこ

お酒は晩酌や行事のときなどに飲むことができます。渋谷区区有施設禁煙方針に基づき、苑庭を含め、施設内外は全面禁煙となっております。

④体調不良の場合

体調の悪い場合は、かかりつけ医に連絡し、指示を仰ぎます。

⑤金銭・貴重品の管理

利用期間中にご使用になる金銭や貴重品は、原則として利用者ご自身で管理していただきます。ただし、ご自身で管理することが難しい場合は職員が管理します。

⑥宗教活動

施設内での他の利用者、ご家族に対する宗教活動はご遠慮願います。

6 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先

氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

主治医

病院又は診療所名	
医 師 名	
住 所	
電話番号	

## 7 防災対策

防災対策は、全館スプリンクラーの設置・消火栓・消火器・感知器・自動火災報知機・非常通報装置・非常口指示板等が設置されております。また、地域の皆様との協力体制をとっています。

防災訓練：月1回

## 8 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生等において、あやめの苑・代々木のサービス提供を継続的に行い早期に業務再開を図るため、業務継続計画を策定し、研修と訓練を実施します。計画については適時見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

## 9 身体拘束の適正化

サービス提供にあたり、身体拘束適正化マニュアルに沿って、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合（利用者、他の利用者の生命、身体に危険が及ぶ緊急性、身体拘束以外に生命、身体に危険が及ぶことを防止できない非代替性、危険が及ばなくなった場合は直ちに解除を行う一時性の条件を満たした場合）を除き、身体拘束を行いません。

## 10 人権擁護及び虐待防止

高齢者虐待防止に関する法令及びその他の規範を遵守し、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は再発を防止するため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める措置を講じます。

施設は、サービス提供中に職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待が疑われる場合には、利用者の保護と共に、速やかにこれを区に通報します。

## 11 サービス内容に関する相談・苦情

### ① 当施設ご利用者相談・苦情相談

担 当 生活相談員

電 話 03-3372-1103

受付時間 月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

### ② その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等、又は東京都国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

区市町村名 渋谷区

担 当 福祉部介護保険課介護相談係

電 話 03-3463-3304

東京都国民健康保険団体連合会

担 当 苦情相談窓口（専門の相談調査員）

電 話 03-6238-0177 (直通)

受付時間 月～金曜日(土・日・祝日を除く) 午前9時から午後5時まで

## 12 受託者の概要

法人種別・名称	社会福祉法人 渋谷区社会福祉事業団	
代表者役職・氏名	理事長 長谷部 健	
本部所在地	渋谷区渋谷一丁目18番9号	
電話番号	03-5464-6810	
施設・拠点等	1 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	2 箇所
	2 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護	2 箇所
	3 通所介護及び第一号通所事業	1 箇所
	4 地域包括支援センター	11 箇所
	5 母子生活支援施設	1 箇所
	6 障害福祉サービス事業所(生活介護)	1 箇所
	7 授産施設	1 箇所
	8 障害福祉サービス事業所(就労継続支援B型)	2 箇所
	9 認定こども園	5 箇所
	10 保育園	1 箇所

年 月 日

短期入所生活介護等のご利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

契約者氏名

事業者

<住 所>

渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区

<代表者>

渋谷区長 長 谷 部 健 印

受託者

<住 所>

渋谷区代々木三丁目35番1号

社会福祉法人渋谷区社会福祉事業団

渋谷区あやめの苑・代々木

<説明者>

生活相談員 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護等についての重要事項の説明を受けました。

利用者

<住 所>

<氏 名>

印

(代理人)

<住 所>

<氏 名>

印